

## 三次市教育委員会会議議案第49号

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則を廃止する規則案を次のように提出する。

令和7年3月28日

三次教育委員会教育長　迫　田　隆　範

### 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則を廃止する規則（案）

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則（平成21年三次市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

#### 附　則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第49号

## 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則を廃止する規則（案）について

## 1 提案理由

本案は、「三良坂陶芸学習舎」について、施設の老朽化に伴い利活用ができないため、関係条例である「三次市陶芸学習舎設置及び管理条例」の廃止に併せて、関係規則である「三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則」を廃止するもの。

## 2 提案内容の要旨

三良坂陶芸学習舎について、設置及び管理条例を廃止するもの。

（施行日令和7年4月1日）

## 3 施設の概要

## (1)施設概要

所在 地 三次市三良坂町仁賀10407番地2

木造建築 建築面積 116.64m<sup>2</sup>

延床面積 112.14m<sup>2</sup>

事 業 平成11年度新山村振興等農林漁業特別対策事業(国庫)

開設年月 平成12年4月1日

耐用年数 24年（24年経過）

土 地 三次市

(2)備 考 利用者なし

## 備考

位置図、平面図、写真等の議案を補足する資料を添付してください。

## 三良坂陶芸学習舎



## 位置図



○三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則

平成21年3月25日教育委員会規則第9号

改正

令和2年5月25日教育委員会規則第5号

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、三次市陶芸学習舎設置及び管理条例（平成16年三次市条例第203号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

**第2条** 三良坂陶芸学習舎（以下「学習舎」という。）の利用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(利用の申請)

**第3条** 条例第5条の規定により、学習舎を利用しようとする者は、利用申請書を提出しなければならない。

(遵守事項)

**第4条** 学習舎を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学習舎の施設及び設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 許可を受けないで所定の場所に立ち入りし、又は器具等を利用し、若しくは移動させないこと。
- (3) 教育委員会の指示に従うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学習舎の管理運営にそぐわない行為をしないこと。

(その他)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則（平成16年三次市規則第153号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年5月25日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。